

独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構が達成すべき目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを基本的な目標とする。

- (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること。
- (3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- (4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

中期目標の期間においては、特に、大学等の評価関係では、平成16年度からの実施が制度化された認証評価や国立大学法人の教育研究面の評価について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法を開発し、適切な評価を実施することにより、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくことが必要である。また、国内外における大学評価に関する調査及び研究や、情報の収集、整理、提供などを積極的に行うことを通じて、我が国における大学評価の基盤作りと全体的な水準の向上に資することが必要である。

さらに、学位授与関係では、予想される学位授与の申請者の多様化等に対応し、適切かつ着実に業務を実施していくことにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展に寄与していくことが求められる。

このような役割を果たすため、機構の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構が実施する業務は、計画、準備、実施から成果の検証まで長時間を要するものが多いため、中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 機構の行う業務については、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の削減を図る。
- 2 事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

- (1) 業務運営及び事業の実施にあたり、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を行う。
- (2) 自己点検・評価及びその結果についての外部有識者の検証を実施し、その結果に基づき業務の見直しを図る。

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

機構は、以下の各項に掲げる大学等の評価に関する業務を適切に実施することにより、

- ① 教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、

各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

- ② 大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会にわかりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく
- ③ 第三者評価機関として大学の教育研究等の質を保証し、このことを通じて我が国の高等教育の国際的通用力の確保等に資する

ことを目指し、もって我が国の高等教育機関の個性ある発展、教育研究水準の向上等に資する。

また、評価業務の実施にあたっては、大学等関係者の意見を踏まえつつ、常により良い評価の仕組みの構築に向け、その改善に努めることが必要である。

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

国・公・私立大学からの求めに応じて、大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各大学の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した大学に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

国・公・私立短期大学の求めに応じて、短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該短期大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各短期大学の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した短期大学に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

3) 高等専門学校の研究教育等の総合的状況に関する評価

国・公・私立高等専門学校の求めに応じて、高等専門学校の研究教育等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該高等専門学校及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各高等専門学校の研究教育等の質を保証するとともに、研究教育活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した高等専門学校に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

(2) 専門職大学院の研究教育活動の状況に関する評価

特に本中期目標期間においては、国・公・私立大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の研究教育課程、教員組織その他研究教育活動の状況に関する評価を適切に実施し、適格認定を行うことにより、法科大学院の研究教育活動の質の保証に資することとする。

また、評価の結果を当該大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各法科大学院の研究教育等の質を保証するとともに、研究教育活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した法科大学院に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

なお、法科大学院以外の専門職大学院の研究教育活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の研究教育活動に関する評価

国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の研究教育活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から適切な評価を実施し、もって国立大学等の研究教育活動の水準の向上等に資する。

このため、国立大学及び大学共同利用機関の研究教育活動の状況を適切に評価するために必要な効果的な評価方法の開発及び評価体制の整備を行う。

3 学位授与

機構が行う学位授与事業は、大学による学位授与とは別に、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等に寄与するという重要な役割を担っている。今後予想される申請者の多様化等に対応し、次に掲げる業務を適切に実施する。

- ① 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準じる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして機構が認定する短期大学及び高等専門学校の専攻科において一定の単位を修得する等文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対する学士の学位授与（以下「単位積み上げ型による学士の学位授与」という。）
- ② 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程（以下「省庁大学校」という。）で、大学又は大学院に相当する教育を行うものとして機構が認定する課程を修了した者に対する学士、修士又は博士の学位授与（以下「省庁大学校修了者に対する学位授与」という。）

（1）単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を行うことにより、各専攻分野の学士としての水準を有していると認められる者に対して、着実かつ適切に学士の学位を授与する。

また、機構が授与する学士の学位の水準を確保するため、申請者が修得する単位については、専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するものであるよう配慮する。

- ② 申請者等に対する利便性の向上を図る。
- ③ 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかどうかの審査を行い、認定することによって、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、認定された専攻科

の教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持し続けているか5年ごとに審査を行うとともに、その審査結果に基づく改善状況を的確に把握することにより機構が授与する学位の水準を確保する。

- ④ 単位積み上げ型による学士の学位授与業務について、外部の有識者からなる検証組織において、授与された学士の水準が適正かを含め、学位授与業務が上記の役割に照らして適切に実施されているかどうかについて総合的な検証を実施し、おおむね学位授与の目的が達成されているという評価を得る。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 省庁大学校の教育課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程の水準を有しているかどうかの審査を行い、認定することによって、当該教育課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、認定された教育課程の教育の実施状況等について、大学又は大学院と同等の水準を維持し続けているか5年ごとに審査を行うとともに、その審査結果に基づく改善状況を的確に把握することにより機構が授与する学位の水準を確保する。
- ② 省庁大学校の当該課程修了に基づく申請者について審査を行い、各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して、着実かつ適切に学位を授与する。
- ③ 省庁大学校修了者に対する学位授与業務について、外部の有識者からなる検証組織において、授与された学士、修士及び博士の水準が適正かを含め、学位授与業務が上記の役割に照らして適切に実施されているかどうかについて総合的な検証を実施し、おおむね学位授与の目的が達成されているという評価を得る。

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

- 1) 機構は、大学評価システムのあり方及び有効性等の観点から、①国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及

び理論の把握、②大学外の組織の評価の最新状況及び理論の把握、③情報技術の活用法及び理論の最新状況の把握を行い、④機構自体の実施する評価を常に分析して、⑤大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行い、機構の評価の改善に活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、多元的な評価システム全体の充実と評価に関する知識の普及に貢献する。

2) 調査研究の成果について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね調査研究の目的が達成されているという評価を得る。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 機構は、生涯学習システムへの移行等社会の変化を踏まえて、学位・単位制度のあり方及びその通用性の観点から、①国内外における学位の構造・機能と国際通用性に関する最新状況及び理論の把握、②高等教育機会と学習行動の多様化の実態及び促進要因の把握、③多様な学習の単位認定とそれによる学位授与の最新状況及び理論の把握を行い、④機構の学位授与制度の実態を常に分析して、⑤単位累積加算制度等の基本的デザインの研究開発を行い、機構の学位授与制度の改善に活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、わが国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。

2) 調査研究の成果について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね調査研究の目的が達成されているという評価を得る。

5 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

機構は、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理、提供業務として、大学関係者等のニーズを把握したうえで、①大学等の信頼性の高いデータよりなる大学情報データベースの構築と運用を中核に、②大学等での自己評価等の状況についての情報、③国内外の大学評価機関における評価の状況についての情報、④機構自体の実施する評価についての情報を体系的に収集、整理してデータベースとして提供し、大学等における自己評価や教育研究活動の改善等に役立

てるとともに、機構の評価において活用し、また広く大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与する。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

多様な学習機会を求める者へ効果的な情報提供を行う。

科目等履修生制度について、その開設状況の把握と情報提供を行うとともに、短期大学、高等専門学校認定専攻科に関する情報を整理し提供する。

(1) 及び(2) について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね適切に実施されているという評価を得る。

6 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

国内の他の評価機関との連携協力を進めることにより、評価事業の円滑な実施等を図る。また、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との協力体制、ネットワークを構築し情報の共有等を行うことにより、評価システム及び学位授与システムの改善・充実や評価の国際的な通用力の確保を図る。

(2) 広報活動の実施

広報活動を充実させることにより、機構の実施する事業について、広く国民の理解促進、情報入手等に寄与する。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

大学等の評価に関する普及活動を実施することにより、大学の教育研究水準の向上のために評価が必要欠くべからざるものであるとの認識や、第三者評価への正しい理解の普及などを図る。

(1)、(2) 及び(3) について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね適切に実施されているという評価を得る。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。

2 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

V その他業務運営に関する重要事項

1 事業推進にあたり、教職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。